

## ロンドン事務所

### 【2007年度予算と地方自治に関するライオンズ卿の調査報告書が発表に】英国

#### 背景

英国の予算は、年に1度、財務相によって下院へ発表される。会計年度は4月に始まるため、3月中の火曜日に発表するのが慣例となっているが、常に火曜日に発表されるとは限らない。予算の内容を法制化するには、「財政法案 (Finance Bill)」として法案化し、下院の承認を得なければならない（予算に関する法案は、上院の承認は必要とされない）。現在は、議会で反対に遭うこともなく、内容も修正されずに法制化されるのが普通だが、1909年に自由党政権が「人民の予算 (People's Budget)」<sup>1</sup>を発表した際のように、過去には、予算法案が政治的危機を招いたこともあった。1993年から、新年度予算に先立ち、予算の中間報告である「秋季報告書 (Autumn Statement)」が発表されるようになったが、現在は「予算編成方針 (Pre-Budget Report)」と呼ばれ、12月に発表されている。

2007年度予算は、ゴードン・ブラウン財務相によって3月21日に発表された。今回の予算は、下記の理由から重要なものであると言える。

まず一つ目は、恐らくこれが、ゴードン・ブラウン氏が財務相として発表する最後の予算になるということである。ブレア首相は、昨年9月、「1年以内に」労働党党首及び首相の座から退く旨を明らかにしており、5月3日のスコットランド自治政府議会、ウェールズ議会、イングランド及びスコットランドの地方選挙の後に退陣する可能性が最も高いと推測されている。

ブラウン財務相は、1997年5月のブレア政権誕生時から現ポストに就いており、継続して財務相を務めた期間は、歴代の財務相の中で最長。労働党员の間で人気が高いこと、また、1994年にブレア氏が労働党党首選に立候補した際、ブレア氏とブラウン氏の間で、「今回はブラウンが党首に立候補しない代わりに、将来のいつか、ブレアはブラウンに首相の座を譲る」との密約が交わされたと言われていることなどから、次期首相の最有力候補とみなされている。ブレア首相の退陣が決まれば、党首選に立候補し、例え落選しても、内閣改造で財務相の座は後任に譲られると見られるため、今回がブラウン財務相の最後の予算であることはほぼ確実である。

こうした事情から、今回の予算は、来たるべき「ブラウン政権」下での政策を垣間見せるものとして、大きな注目を集めていた。特に、ブラウン財務相が首相就任後の政策プランについて口を閉ざし続けているために、今回の予算が次政権の政策を探るヒントとして捉えられたという面が大きい。

二つ目の理由は、今回の予算が、今年発表される「2007年包括的予算見直し (2007

---

<sup>1</sup> 富裕層の税負担を増やし、富の再配分を図ろうとしたアスキース自由党政権による予算。

Comprehensive Spending Review、CSR07)」にとって大きな意味を持っているということである。

「包括的予算見直し」とは、毎年度の予算とは別に発表される予算 3 カ年計画であり、2008 年度から 2010 年度までをカバーする 2007 年版は、公共サービス提供の仕組みと支出計画の大規模な再評価作業として策定されることが、前回 2005 年の総選挙後に明らかにされている。

2007 年包括的予算見直しには、下記の見直し作業やプログラムの内容などが組み込まれる。

- ・ 財務省の委託により、英国調達庁 (OGC) の元理事長、ピーター・ガーシオン氏の指揮下で現在行われている公共部門の効率性見直し作業 (「Efficiency Review」)。
- ・ 内閣府が 2005 年 11 月発表の文書「技術活用による政府の変革 (Transformational Government: Enabled by Technology)」で示した、情報技術の活用による公共サービス改善戦略。
- ・ 規制改革に向けた内閣府のプログラム「より良い規制 (Better Regulation)」。
- ・ イングランド (ロンドンを除く) の各地域における今後の経済発展に関する見直し作業。財務省主導で進められている地域レベルの見直し作業であり、見直し内容には、地域開発公社の業務も含まれる。

昨年 12 月に予算編成方針が発表された際には、財務省が委託した、政府の政策に関する 3 つの見直し作業の結果報告書もほぼ同時に公表された。報告書は、イングランドにおける土地利用制度、職業技術政策、交通政策に関するもので、マイケル・ライオンズ卿が手掛けていた地方自治に関する調査は、これら 3 つの報告書の内容を検討するため、更に作業期間が延長されることになった (ライオンズ卿の調査の最終報告書は、後述の通り、2007 年度予算と同日に発表された)。

なお、「2007 年包括的支出見直し」の発表時期は、これまでは 7 月とされていたが、現在は、少し遅れて秋になる可能性が高いと言われている。大きな理由は、ブレア首相辞任後の政情が未だ不透明なことである。

## 2007 年度予算

2007 年度予算で特に目を引いたのは、幾つかの減税案のみだったが、これは、現在支持率が労働党を上回っている野党第一党保守党の不意を突くための政府の戦略であった。

所得税の基本税率は、現在の 1 ポンドあたり 22 ペンス (約 51 円) から、2008 年 4 月より 20 ペンス (約 47 円) に引き下げられる。しかし、1 ポンドあたり 10 ペンス (約 23 円) となっている最低税率が撤廃されるため、政府の税収は殆ど変わらない。最高税率の課税対象者は、現在、年収 3 万 3301 ポンド (約 785 万 9000 円) 以上と規定されているが、2009 年 4 月より、年収 4 万 3000 ポンド (約 1014 万 8000 円) 以上に引き上げられる。これらの変更により、所得税制度はよりシンプルで公平なものになる。国民保険料の対象となる年収の上限も、2009 年 4 月より 4 万 3000 ポンドに引き上げられる。

法人税は、2008 年 4 月より、現在の 1 ポンドあたり 30 ペンス (約 70 円) から 28 ペンス (約

66円)に引き下げられる。しかし、小規模企業対象の法人税は、現在の1ポンドあたり19ペンス(約44円)から、2009年までに同22ペンスに引き上げられるため、所得税の場合と同じく、政府の税収への影響は殆どない。

英国政界では最近、環境問題が重要な政策項目として浮かび上がっており、今回の予算では、空港利用税の引き上げは盛り込まれなかったものの、排気ガスの排出量が多い自動車への自動車税が大幅に引き上げられ、同時に、排気ガスの排出量が少ない自動車への自動車税はかなりの程度引き下げられた。また、二酸化炭素(CO2)を排出しない新築住宅が50万ポンド(約1億1800万円)以下の価格で売却された場合、印紙税を免除するとした(但し2012年までの限定措置)。

ブラウン財務相は、下院で行った予算演説で、現在、義務教育終了年齢が16歳となっているのを、18歳までは就学または職業訓練の受講を義務とするよう制度を変更し<sup>2</sup>、この目的のため追加予算を投入する方針を発表した。また、英国経済は先進7カ国(G7)で最も速い経済成長を達成していると述べたほか、インフレ率は、2008、2009年を通して目標値を達成する見込みであると明言した。予算では、上記のほか、学生ローンを含む政府資産を更に売却することや、複数の省への予算割当引き上げ率がインフレ率以下に抑えられることなどが明らかにされた。

### ロジャーズ報告書

政府は昨年12月、地方自治体による規制の実施に関する見直し作業を、ロンドン・ウェストミンスター区のピーター・ロジャーズ事務総長率いるチームに依頼しており、その結果報告書も、2007年度予算にあわせて発表された。見直し作業は、規制実施にあたり地方自治体に影響を与える65の法律を検討し<sup>3</sup>、その結果、地方自治体が今後、優先的に規制を行うべき分野として、「大気環境」、「酒類販売免許交付」、「食品関連企業の衛生」、「職場での衛生環境改善」、「公正な取引」の5つを挙げた。政府は、報告書の内容を全面的に受け入れる旨を表明している。

### ライオンズ卿による地方自治に関する調査

前述のように、地方自治に関するマイケル・ライオンズ卿の調査は、財務省が委託した、イングランドの土地利用制度、職業技術政策、交通政策についての見直し作業の結果を考慮に入れるため、昨年12月に作業期間の延長が明らかにされた。なお、これら3つの見直し作業を手掛けたのは、土地利用制度が経済学者でイングランド銀行金融政策委員会のメンバーでもあるケイト・バーカー氏、職業技術政策が医療保険会社ブーパ(BUPA)の会長兼英国雇用委員会委員長のサンディ・リーチ卿、交通政策が英国航空(ブリティッシュ・エアウェイズ)の元会長ロッド・エディントン氏であった。

---

<sup>2</sup> 教育・技術省は、予算発表の翌日の3月22日、緑書「展望を開く：16歳以降の教育、職業訓練受講(Raising Expectations: Staying in education and training post-16)」でこの方針を提案した。

<sup>3</sup> 地方自治体が規制を実施する主な分野は、環境衛生、商取引基準、酒類販売免許交付である。

ライオンズ卿はこれまで、バーミンガム市事務総長、地方自治研究所所長、バーミンガム大学教授（公共政策）などを歴任している。過去に、財務省の依頼で幾つかの見直し作業を手掛けており、その中には、共に 2004 年に発表された、ロンドン及びイングランド南東部からの公共部門の機能移転に関するものや、公共部門の資産管理に関するものなどが含まれる。2003 年から 2006 年には、監査委員会の副会長を務めていたこともある（短期間のみ会長代理も務めた）。

ライオンズ卿は 2004 年 7 月、地方自治体への資金調達に関する見直し作業の結果報告書「財源配分レビュー（Balance of Funding Review）」（2004 年 7 月発表）を検討し、カウンシル・タックスの改革案を提案するよう政府から依頼された。2005 年 9 月、ライオンズ卿への調査委託事項は、調査結果を「2007 年包括的支出見直し」に生かすことができるよう、地方財政のみならず、地方自治体の機能と今後の役割までも含むよう拡大された。

2007 年度予算と同日に発表されたライオンズ卿の調査結果報告書は、まず序文で、「地方税と地方公共サービスへの資金提供に関する問題は、単なる技術的な分析で解決するものではなく、より広い文脈で検討される必要がある」とし、同報告書が示す地方自治への資金提供と地方税に関する提言は、長期的な視点に立ったものであり、「関連のない選択肢の一覧表としてではなく、相互に関係した変革の寄せ集め」としてみなされるべきであると述べている。報告書はまた、「地方自治体は、英国の政治体制の重要な一部である」とし、コミュニティーと住民の福利を促進するため権限と影響力を独創的に使うという、地方自治体の街づくりにおける役割は、地域での選択肢拡大と柔軟性の向上を通じて住民の満足感を高め、より繁栄した地域を築くうえで極めて重要であると論じている。

さらに、中央政府と地方自治体の間での新たなパートナーシップの締結を求めるとともに、中央政府が地方自治体の裁量に任せる部分を多くし、地域による選択の価値を認めるよう要請した。また、地方自治体がなすべきこととして、自信と能力の強化、地域住民とのより効果的な係わり合い、既得権限の最大活用、中央政府の指示を仰ぐのをやめることを挙げた。カウンシル・タックスについては、「破綻はしていない」が、不公平な制度とみなされており、唯一の地方税であるために大きな負担がかかっていると指摘した。

報告書は特に、下記の事項を求めた。

- ・ 中央政府からの統制を緩和し、地方自治体が、より柔軟に街づくりに取り組めるようにする。これは、●特定補助金（specific grant）や用途制限付補助金（ring-fenced grant）の縮小 ●企業と協議のうえ、地域で追加のビジネス・レイト<sup>4</sup>を課税できる権限を地方自治体に付与 ●カウンシル・タックスへの負担緩和の一助とするため、家庭ごみに課金する権限を地方自治体に付与 ●中央政府によるカウンシル・タックス引き上げ率抑制措置の取りやめ——によって達成する。

---

<sup>4</sup> 居住用以外の建物に課せられる税金。以前は地方税だったが、1990 年に国税化された。

- ・ カウンシル・タックスの公平性を改善する。カウンシル・タックス手当は、納付額の割引という形で支給されていることを認識し、未請求のカウンシル・タックス手当 18 億ポンド（約 4248 億円）が貧困世帯の支援に使われるよう、システムを自動化する。現在、年金生活者がカウンシル・タックス手当の対象となるには、貯蓄が 1 万 6000 ポンド（約 377 万 6000 円）以下であることが条件だが、これを 5 万ポンド（約 1180 万円）以下に引き上げる。
- ・ 地方自治体への資金提供システムの透明性を向上する。地方自治体に提供される資金のうち、国税が占める割合を明らかにし、また国会および国民が、地方自治体への資金提供について、より独立の視点に立った意見を聞くことができるようにする。
- ・ 地方自治体が、地域の経済発展と経済成長を促進するよう、インセンティブを強化する。まず、「地方自治体による産業発展促進スキーム（Local Authority Business Growth Incentives Scheme）」の改革を通じて行う。

報告書はまた、政府は中期的に達成すべき事項として下記を挙げた。

- ・ カウンシル・タックスを見直す。課税対象資産の評価額を新たに算出し、より公平な制度にする。
- ・ これと同時に、資産評価額が最も低い価格帯のカウンシル・タックスを引き下げ、新たに価格帯を増やす。これによる税収減は、資産評価額の高い価格帯のカウンシル・タックスを引き上げることで相殺する。ただし、この改革によるカウンシル・タックス平均額の上昇は避ける。
- ・ 所得税収入のうち、一定の割合分を地方自治体に割り当てることを検討する。
- ・ 地方自治体が政府の補助金をより有効に使うためのインセンティブ導入に向けた方策を探る。
- ・ 観光税導入の権限を地方自治体に付与する。ただしこれは、地方自治体が、地域住民の支持に基づき、観光税を導入すべき十分な理由を示すことができる場合に限り、一部の地域でのみ導入可能と考えられる。

報告書は、長期的には、地方所得税の導入や、ビジネス・レイトの再地方税化などの大胆な改革案を政府が検討できる可能性があるとしながらも、こうした改革には、現在得られているよりもさらに幅広い国民の支持と理解が必要とされると述べた。

政府はライオンズ卿の調査結果を歓迎したが、報告書の主な提案が今国会期中に法制化される見込みは、政府内部からたちまちのうちに消された。コミュニティー・地方自治省は、遅延しているカウンシル・タックス課税対象資産の評価額見直しを行う計画はなく、カウンシル・タックス引き上げ率抑制措置の撤廃や観光税導入を実施する予定もないと明言した。また、ブラウン財務相による 2007 年度予算の予算演説が、わずか 1 回しかライオンズ卿の調査報告書について触れず、それも、前述の土地利用制度に関する見直し作業の結果報告書で既に述べられていた、

占有者のいない事業用資産に関する細かい点について触れたに過ぎないことを指摘する声も上がった。現状を鑑みると、地方財政改革に関する差し迫った問題も、その回答が得られるまでには、「2007年包括的支出見直し」の発表か、恐らくそれ以降まで待たなければならないと思われる。

(参考)

[http://www.hm-treasury.gov.uk/budget/budget\\_07/bud\\_bud07\\_index.cfm](http://www.hm-treasury.gov.uk/budget/budget_07/bud_bud07_index.cfm)

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/in\\_depth/business/2007/budget\\_2007/default.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/in_depth/business/2007/budget_2007/default.stm)

[http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/reviewing\\_regulation/rogers\\_review/index.asp](http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/reviewing_regulation/rogers_review/index.asp)

<http://www.lyonsinquiry.org.uk/index.php?leftbar=home&text=PN070321>

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2381>

## 【歴史的建築物の指定保護制度に関する白書が発表に】英国

### 背景

英国には、建築、文化、歴史的な観点から重要と思われる建築物・建造物を「指定建築物 (listed building)」に指定、保護する制度がある。世界的によく知られた制度であり、現在までに、約50万の建築物が指定建築物として登録されている。

同制度は、1948年施行の「1947年都市・農村計画法 (Town and Country Planning Act 1947)」によって導入された。指定建築物の地位を得ると、その建築物の所有者は、史跡保護を行う政府の外郭団体「イングリッシュ・ヘリテージ」の許可なしで当該建築物を取り壊したり、改修することを禁じられる。

これに加え、ストーンヘンジなどの大規模な古代遺跡や歴史的建造物を「指定古代遺跡 (Scheduled Ancient Monuments)」に指定し、保護する制度があるほか、公園および庭園を対象にした、法的拘束力がなく、影響力をそれほど持たない制度もある。これら3つの制度は、「イングリッシュ・ヘリテージ」によって運営されており、個々の建築物や建造物などを保護対象に指定するかどうかは、文化・メディア・スポーツ相がその都度決定する。

こうした建築物の指定登録制度を巡り、現在問題となっているのが、ロンドン西部にある英連邦協会 (Commonwealth Institute) の建物である。現代的なデザインが目目を引く建物で、所有者である英連邦は、取り壊して土地を売却することを望んでいるものの、指定建築物に指定、保護されているため、これが果たせないでいる。英連邦は以前、指定建築物としての登録取り消しを申請したが、政府は2005年7月、これを拒否した。英連邦事務局は、「この建物はもう必要とされておらず、土地売却金は国際開発の目的に利することができる」と主張している。

## 白書「21世紀に向けた文化遺産保護」

文化・メディア・スポーツ省は2006年、イングランドとウェールズで歴史的建築物や遺跡の保護を目的に実施されている施策を評価し、改革案に対する意見を求める文書「文化遺産保護策見直し (Heritage Protection Review)」を発表した。この文書に寄せられた意見への回答として、同省は2007年3月、「21世紀に向けた文化遺産保護 (Heritage Protection for the 21st Century)」と題する白書を発表した。

白書に盛り込まれた主な提案は以下の通りである。

- ・ 古代遺跡を対象にしたものも含め、歴史的建築物・建造物の指定・保護制度を統合、一本化する。
- ・ 歴史的建築物・建造物を保護対象に指定する際のより明白な基準を公開する。
- ・ 歴史的建築物・建造物を保護対象に指定するかどうかの決定権を「イングリッシュ・ヘリテージ」に委譲する。
- ・ 保護対象に指定された全ての歴史的建築物・建造物に関する情報を、「歴史的建築物登録 (Register of Historic Buildings)」と呼ばれる新たなシステムに統合する。
- ・ 保護対象に指定するかどうか検討中の建築物・建造物も、「一時的保護対象建築物」として、決定前の段階から保護を受けられるようにする。保護対象指定の決定に対し、建築物・建造物の所有者が不服申し立てを行う権利を強化する。
- ・ 歴史的建築物・建造物の指定・保護制度を、地方自治体による地域開発計画のプロセスに組み込む。これは、地方自治体が、地域開発の申請を検討する際、対象エリアにある建築物が保護対象に指定されているかどうかを考慮に入れるようにするためである。
- ・ 海中に残る歴史的遺跡の保護制度を、スコットランド、北アイルランドも含めた全国規模で改革する。

(参考)

[http://en.wikipedia.org/wiki/Listed\\_building](http://en.wikipedia.org/wiki/Listed_building)

[http://www.culture.gov.uk/Reference\\_library/Press\\_notices/archive\\_2007/dcms035\\_07.htm](http://www.culture.gov.uk/Reference_library/Press_notices/archive_2007/dcms035_07.htm)

[http://www.culture.gov.uk/Reference\\_library/Consultations/2007\\_current\\_consultations/hpr\\_whitepaper07.htm](http://www.culture.gov.uk/Reference_library/Consultations/2007_current_consultations/hpr_whitepaper07.htm)

## 【北アイルランドの自治再開が決定】英国

### 背景

北アイルランドは、数世紀にわたった英国によるアイルランド島支配の後、1921年に島内32県のうち26県が「アイルランド自由国」として英国から分離した際、英領内に留まった北部の地域を指す。アイルランド島北部の9県は、伝統的に「アルスター地方」と呼ばれているが<sup>5</sup>、北アイルランドには、これらのうち6県が含まれることになった<sup>6</sup>。

1920年施行の「1920年アイルランド政府法（Government of Ireland Act 1920）」は、南北アイルランドそれぞれにおける立法府の設立を定めた。北アイルランドでは、直接公選制の下院（House of Commons）と、間接選挙で選ばれた議員から成る上院（Senate）が北アイルランド議会を形成し、1921年から1972年まで、その機能を行っていた。自治政府の長は北アイルランド首相で、英政府の代表者として知事のポストが置かれていた（Governor of Northern Ireland。1973年に廃止）。同じく1920年アイルランド政府法によって、南北アイルランドの立法府の調整役として「アイルランド評議会（Council of Ireland）」も設置されたが、実際に会合を開くことは一度もなかった。また、1949年にアイルランド自由国が英連邦を離脱し、「アイルランド共和国」として独立すると、南アイルランドの下院は廃止された。

北アイルランドでは1969年、カトリック系住民による公民権運動が激化し、その後30年間、カトリックとプロテスタントの間で激しい抗争が続いた。このため、1972年には北アイルランド自治政府の機能が停止され、中央政府による直轄統治が再開された。

1973年の「サニングデール合意」によって、アイルランド共和国と英国の各政府及び前年までの北アイルランド自治政府の内閣メンバーが北アイルランド情勢沈静化を図る手段として、アイルランド評議会が改めて設立された。同年、中央政府による直轄統治の是非を問う住民投票が北アイルランドで行われたが、カトリック系住民は投票をボイコットした。また、この1年後には、北アイルランドのプロテスタント系政党に属するメンバーが、アイルランド評議会から脱退した。同じく1973年、カトリック、プロテスタント両勢力の代表者から成る北アイルランド自治政府議会が発足したが、1年後には自治が停止され、議会もその機能を止めることになった。

その後、北アイルランド自治政府議会は、1982年に復活したが、カトリック、プロテスタント双方の強硬派から支持を得られず、機能を行ってできないままに1986年、解散した。1985年にアイルランド共和国政府と英国政府が結んだ英愛合意（Anglo-Irish Agreement）は、北アイルランドが英国の一部であることを確認するものであったため<sup>7</sup>、カトリック系から反発を受け、

---

<sup>5</sup> アイルランド島は、伝統的に南西部がマンスター地方、東部がランスター地方、中西部がコノート地方、北部がアルスター地方と呼ばれるが、この地方分けに法的意味はない。

<sup>6</sup> 北アイルランドは、1973年の地方自治体の構造改革により、一層制の自治体である「ディストリクト」が全域で設立され、この際に「県(カウンティ)」は廃止されている。

<sup>7</sup> 「北アイルランドの地位は、住民の大半の合意がない限り変わらない」と定め、大半の住民がアイルランド共和国への帰属に合意しない限り、北アイルランドは英国に留まることを確認した。

また、アイルランド共和国政府による北アイルランド行政への関与を認めたことで、プロテスタント系からも怒りを買った。これにより、北アイルランドは、その後約 10 年間にわたり、内戦状態にも近い政情不安が続くこととなった。

カトリック系過激派組織アイルランド共和軍（IRA）が 1994 年に停戦を発表したことにより、北アイルランド和平交渉が始まった。和平交渉には、海外から仲介役が迎えられ、その結果、1998 年 4 月、カトリック、プロテスタント双方の代表が参加する北アイルランド自治政府の設立を定めた「聖金曜日合意（Good Friday Agreement）」が締結された。

1998 年 6 月、北アイルランド自治政府議会選挙が実施されたが、実際に議会としての機能を開始したのは、1999 年 12 月に中央政府から自治政府へ正式に行政権限<sup>8</sup>が委譲されてからだった。しかしこの後何度か、北アイルランド自治政府は機能停止に陥っており、一度目は 2000 年 2 月から 5 月まで、続いて 2001 年 8 月 11 日及び 2001 年 9 月 22 日に、24 時間のみ機能を停止した。これらはいずれも、IRA の武装解除の遅れによる和平プロセス進展の行き詰まりを受けたもので、中央政府の北アイルランド相の指示によって実施された。続いて 2002 年 10 月にも、カトリック系強硬派シン・フェイン党による北アイルランド自治政府議会内でのスパイ疑惑が浮上し、警察が捜査を行ったことを受けて、自治が停止された。プロテスタント系閣僚による辞職を招いたこの事件による自治停止は、現在まで続いているが、2007 年 5 月 8 日からの自治再開がこのほど決定した（後述参照）。

2002 年 10 月の自治停止後、2003 年 11 月<sup>9</sup>に実施された自治政府議会選挙では、カトリック、プロテスタントとも、強硬派が議席を伸ばし<sup>10</sup>、北アイルランド情勢は更に複雑化することになった。しかし、同選挙で選ばれた議員による議会が召集されたことは一度もなく、組閣も行われなかった。議会は、自治再開を前提に、形だけ存在したに過ぎない。

2006 年 10 月に英・アイルランド両政府が提案し、各党が合意した「聖アンドリュース合意（St Andrews Agreement）」の内容を法制化するため同年 11 月に施行された「2006 年北アイルランド法（Northern Ireland Act 2006）」は、自治政府議会の次回選挙期日を 2007 年 3 月と定めた。続いて、「聖アンドリュース合意」と「2006 年北アイルランド法」に沿って、2006 年 11 月より、自治再開までの「暫定議会」が開会した。「暫定議会」の目的は、2007 年 3 月の選挙までの期間を監視し、英・アイルランド両政府が 2007 年 3 月 26 日に定めた自治政府発足の合意期限が守られるよう監督することであった。なお、暫定議会の開会初日には、議事進行中に、プロテスタントの準軍事組織メンバーであるマイケル・ストーン<sup>11</sup>が、武装して議会場に乱入するという事件があった。

---

<sup>8</sup> 外交、防衛、入国管理、金融政策等に関する権限を除く。

<sup>9</sup> 当初は 2003 年 5 月に実施予定だったが、延期された。

<sup>10</sup> カトリックはシン・フェイン党、プロテスタントは民主統一党(DUP)が最大政党となった。

<sup>11</sup> 聖金曜日合意による政治犯への恩赦適用で釈放されていた。

## 2007年3月7日の北アイルランド自治政府議会選挙

2003年11月の選挙で選出された自治政府議会は2007年1月30日に解散し、2007年3月7日の自治政府議会選挙に向け、選挙運動が開始された。

今回の選挙は、以下の3つの点で重要であったと言える。まず一つ目は、プロテスタント系では、穏健派のアルスター統一党(UUP)を抑え、強硬派の民主統一党(DUP)が議席を伸ばしたこと。二つ目は、カトリック系でもやはり同様に、穏健派の社会民主労働党(SDLP)を抑え、強硬派のシン・フェイン党が支持を拡大したことである。三つ目は、どの宗派にも属さない中道政党、北アイルランド同盟党(Alliance Party of Northern Ireland, APNI)から、香港出身のアナ・ロー氏が当選し、英国初の中国系議員が誕生したこと。英国のみならず、欧州の立法機関で中国生まれの議員が選出されたのはこれが初めてである。投票は、暴力事件に妨害されることなく無事に実施され、投票率は、2003年11月選挙から0.5%減の63.5%だった。

前述の「2006年北アイルランド法」は、2007年3月26日を期限として自治政府議회를召集し、正式に自治政府内閣メンバーを指名するよう定めていた。ピーター・ヘイン北アイルランド相は、3月26日午前0時、同法に則り、自治再開を指示する書面に署名した。続いて同日午前、これまで一切の会談を拒否し、一対一で対面したことはなかった民主統一党のイアン・ペイズリー党首と、シン・フェイン党のジェリー・アダムズ党首が、歴史的な初の公式会談を行い、5月8日に自治政府を再開することで合意した。

自治政府が再開すれば、地方自治再編や、公立学校による入学者選抜システムの廃止など、中央政府による直轄統治のもとで合意された改革案は廃案になる可能性がある。

ゴードン・ブラウン財務相は、3月21日に発表した2007年度予算で、カトリック、プロテスタント両派が自治政府再開に合意すれば、北アイルランドに対し、既に決まっている4年間で350億ポンド(約8兆2600億円)の経済支援に加え、更に10億ポンド(約2360億円)の予算を追加投入する旨を明らかにしていた。

英政府は3月27日、自治再開期限を3月26日から5月8日に延期する目的で「第2北アイルランド(聖アンドリュース合意)法案(Northern Ireland (St Andrews Agreement) (No 2) Bill)」を国会に提出、同日中に上下両院で可決され、女王の裁可を受けて成立した。

(参考)

<http://www.electoralcommission.org.uk/elections/northernireland2007.cfm>

<http://news.bbc.co.uk/1/shared/vote2007/nielection/html/main.stm>

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/northern\\_ireland/6494599.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/northern_ireland/6494599.stm)

[http://en.wikipedia.org/wiki/Northern\\_Ireland](http://en.wikipedia.org/wiki/Northern_Ireland)

北アイルランド自治政府議会選挙結果（2007年3月7日実施）

政党	立候補者数	当選者数	議席数の増減 <sup>12</sup>	第1順位得票数 <sup>13</sup>	第1順位得票率 (%)	第1順位得票率の増減 <sup>14</sup> (%)
民主統一党 (DUP)	46	36	+6	207,721	30.1	+4.4
シン・フェイン党	37	28	+4	180,573	26.2	+2.6
社会民主労働党 (SDLP)	35	16	-2	105,164	15.2	-1.8
アルスター統一党 (UUP)	38	18	-9	103,145	14.9	-7.7
北アイルランド同盟党 (APNI)	18	7	+1	36,139	5.2	+1.5
無所属	26	1	±0	21,993	3.2	+2.3
北アイルランド緑の党	13	1	+1	11,985	1.7	+1.3
英国統一党 (UKUP)	13	0	-1	10,452	1.5	+0.7
進歩統一党 (PUP)	3	1	±0	3,822	0.6	-0.6

<sup>12</sup> 2003年11月の自治政府議会選挙結果と比較

<sup>13</sup> 北アイルランドで採用されている投票方式「単記移譲式投票制度 (Single Transferable Vote System) では、有権者は投票用紙上で、当選して欲しい順に候補者に順位を付けて投票する

<sup>14</sup> 2003年11月の自治政府議会選挙結果と比較

保守党	9	0	3,457	0.5	+0.3
社会主義環境同盟 (SEA)	1	0	2,045	0.3	-0.1
英国独立党(UKIP)	1	0	1,229	0.2	N/A
アイルランド労働者党	6	0	975	0.1	-0.1
「利益より人間優先」党	1	0	774	0.1	N/A
社会主義者党	2	0	473	0.1	+0.1
「政治家を歴史に」党	4	0	221	0.0	N/A
北アイルランド労働党 (NI)	1	0	123	0.0	N/A
資本主義支持党	1	0	22	0.0	N/A

## 【内閣が企業課税の改革を決定】ドイツ

2005年にキリスト教社会同盟（CDU）と社会民主党（SPD）からなる大連立政権が誕生した時から、企業課税の改革が重要なテーマとして上げられた。数ヶ月の政党間の交渉や社会的議論を経て、内閣が3月14日に企業に対する課税の改革案を作成し、法案として連邦議会に提出した。改革の重点は、企業に対する税率がより低い近隣国と競争できるように、資本会社と人的会社に対する税率引き下げである。シュタインブリュック蔵相（財務大臣）（SPD）は、提案については政党内にまだ批判的な声があっても、最も人の支持を得ている提案であり、法律になる自信があると述べている。

改革の一番重要な点は、資本会社に対する法人税の税率が現在の25%から15%に引き下げられるということである。また、地方自治体の税である営業税は5%から3.5%に引き下げられるが、地方自治体の税収の極端な減少を避けるために、資産の定義を広げることで課税対象を拡大した。課税対象拡大により、税率の引き下げによる税収減少が補填されると期待されている。

人的会社の税率も引き下げられる予定である。人的会社は法人税ではなく、利益に対して所得税を支払っている。最も高い所得税率は42%であるが、改革後には申請により28.25%まで下げることが可能となる。

このような税率引き下げは、公共収入に大きな穴を開けないように、現行の税金免除や他の税対象措置が廃止される予定である。基本的には、現在よりも多くの企業がより低い税を支払うようになることが改革の目的である。財務省の計算によれば、税率引き下げによる収入減は50億ユーロ（約7500億円）から65億ユーロ（約9750億円）までの間に限定される見込みである。さらに、2009年からは税収がまた増加する見込みである。理由は、今まで企業が利用できた法律の抜け穴が無くなり、ドイツより税率の低い国へ移動した企業がまたドイツに戻ってくると期待されているからである。

地方自治体は最初企業課税制度の改革に反対していたが、営業税の税収が下がることを恐れていたためであった。営業税は政府の補助金に次いで重要な財源である。連邦政府は地方自治体の意見に耳を傾けて、地方自治体に入る税収が維持できるように提案を変更した。その結果、営業税の税収は当分の間にもっと安定した税になると期待されている。現在、営業税の課税対象は主に企業利益であるが、改革後では課税対象に資産の部分が多くなっていく。したがって、ドイツ都市会議と他の地方自治体代表組織が今になって政府の改革支持に態度を変えたことは驚くべきことではない。

### 参照

Die Bundesregierung im Internet, Pressemitteilung 14.3.2007, "Unternehmenssteuerreform 2008 - Eine Investition, die sich lohnt"; [http://www.bundesfinanzministerium.de/cln\\_06/nn\\_86/DE/Aktuelles/Pressemitteilungen/2007/03/20071403\\_PM026.html](http://www.bundesfinanzministerium.de/cln_06/nn_86/DE/Aktuelles/Pressemitteilungen/2007/03/20071403_PM026.html)

Der Städtetag im Internet, Pressemitteilung 14.3.2007, "Deutscher Städtetag und

Deutscher Städte- und Gemeindebund zur Unternehmenssteuerreform” ;

<http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressediens/artikel/2007/03/14/00449/index.html>

Der Spiegel im Internet 14.3.2007, „ Steinbrück feiert Mega-Reform, Linke zetert “;

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,471672,00.html>

Städte- und Gemeindebund Thüringen 14.3.2007, “Unternehmenssteuerreform: Steinbrück verschont die Kommunen”

<http://www.gstb-thueringen.de/>

## 【ノルトライン・ヴェストファーレン州は地方自治体に州の事務を移行する】ドイツ

ノルトライン・ヴェストファーレン州の保守政権は、大掛かりの地方自治体法改革を推進している。その中で、現在州直轄の事務を地方自治体に移行することを決定した。その事務は、社会福祉行政の分野に入る。具体的には、今年から新しく導入された両親手当て事務と重度身障者の援助体制を決定する事務である。地方自治体は、事務の移行を基本的に歓迎している。事務移行により、関連サービスとの一体化を強化し、市民にもっと身近なサービス体制が可能となることを期待している。しかし、事務移行に従うコスト面について懸念がある。サービス実施の財源はもちろんだが、その事務を移行する過程でもコストが発生するので、州政府がその部分に配慮するかどうかで大きな違いがある。政府案としては、事務移行を早く行って、2008年1月から新体制で運営したいと発表しているが、地方自治体は移行コストなどの課題を解決するために、一年延期で2009年の導入を提案している。特に州から自治体に移動する職員の人事に関しては、法律的な課題の解決が必要である。また、新体制のためのITシステム構築も無視できない課題がある。

地方自治体が事務移行について、州政府の改革案を支持しても、政府が推進しているその他の改革には批判的である。現在、州自治体法の改正案が準備中である。その中には、キリスト教社会民主同盟（CDU）と自由民主党（FDP）の連立政権が追及する「公より民」の原則の自治体での実行も含まれている。すでに自治体で行われている企業的な活動は保護されるが、水道、電気、ガス、または公共交通などのライフライン・サービスにおいては、もっと民間企業による競争を導入する条項が法案に含まれている。州の地方自治体を代表するノルトライン・ヴェストファーレン都市会議は、今の形の提案は、州政府が目指している競争力強化によるサービスの質の上昇や市民に対する利便性の増加につながるどころか、公共企業の競争能力を限定し、市民と地元企業のためにならないという意見を表明している。この間州議会に提出された法案のその他の改正条項は、前に議論があったにしても、現在に至ってはそれほど議論を呼んでいない。首長の任期を5年から6年に延長すること、議員の役割を強化すること、住民投票を郡レベルや市町村レベルで導入することが含まれている。住民投票がこの10年ほどでほとんどの州に導入されたため、ノルトライン・ヴェストファーレン

州はこの導入でメインストリームとなる。他には、地方自治体間の協力をもっと簡単にできるような制度を導入し、自治体連合が一つの目的だけでなく、多種目的連合となる可能性を設ける。このような改革案はすでに地方自治体の支持を得ているが、自治体の経済活動を限定することだけは強い反対を呼んでいる。法案はその反対にも関わらず法律となるか、それとも州議会を通過する過程で変わっていくかはこれからの注目点である。

#### 参照

Innenministerium NRW, „ Reform der Gemeindeordnung “;

<http://www.im.nrw.de/hom/62.htm#>

NRW Städtetag im Internet Pressemitteilung 7.3.2007, „ Aufgabenübertragung an Kommunen ist mit finanziellem Ausgleich vertretbar “; 13.3.07 „ Kommunale Unternehmen sind belebendes Element für Wettbewerb in den Märkten der Daseinvorsorge “;

<http://www.staedtetag-nrw.de/stnrw/inter/presse/mitteilungen/001394/index.html>

<http://www.staedtetag-nrw.de/stnrw/inter/presse/mitteilungen/001411/index.html>

### 【ドイツ政府は地方空港施策を作成中】ドイツ

ドイツの交通相はこのほど、連邦交通省は州の交通担当大臣と担当相とともにドイツ全国航空政策を作成していると述べた。3月始めの新聞インタビューでは、「ドイツには地方空港<sup>15</sup>が多すぎると思う」と発言した。各地方では、地方空港の整備により、地元経済を発展させることを期待しているが、実際にはそれが難しく、ある地方に空港がたくさんあると、お互いの邪魔をし、期待されている効果が現れないことが多い。また、全国的な交通政策を考えれば、地方空港は必ずしもその中に含まれていない。

現在では、地方空港と定義されている空港は39港である。このうちの多くは公的運営か、または補助金を受けている。ドイツ銀行の調査によれば、航空運営に赤字を出さないためには、最低年間50～200万人の利用客が必要である。現在の39港は、200万人のレベルにはどこも達していないし、5港だけは50万人程度である。33港は、年間10万人を切っている。大きな例外はハーン空港（フランクフルト・ハーンとも呼ばれている）であるが、2004年からすでに国際空港として認められている。ハーンの成功を再現しようと、多くの地方空港は、格安航空会社を誘致するために、投資などで競争するが、結果としては公的資金は市場をゆがめることとなっていて、成功の可能

---

<sup>15</sup> ドイツでは、空港を主に4つのカテゴリーに分類するが、必ずしもはっきりしているわけではない。第1空港はハブ空港で、フランクフルト空港とミュンヘン空港のみである。第2空港は、国際線も入る重要空港で、第3空港は主にドイツ空港が路線を保つ空港である。第4空港はそれより小さく主に格安航空会社の誘致を目指している空港で、地方空港とも呼ばれる。

性が極めて低い。

連邦政府は空港や航空に関する政策責任を持っているが、かなりな部分は州政府に分権化されている。その中には空港建設許可も含まれている。したがって、地方の重点政策が全国航空戦略よりも優先されることが起こるのは不思議ではない。連邦交通相のコメントはこのような背景において理解しなければならない。現在、ドイツ全国では、住民の 65%は中部空港や国際空港に 60 分以内にアクセスでき、95%は 90 分以内にアクセスできる。したがって、今の空港整備状況で十分であると考えられる。また、地球温暖化の問題で、飛行機による排気ガスの削減も課題となっている中、地方空港を見直す時期が来ていると考える住民と政治家は少なくないはずである。

#### 参照

Der Spiegel im Internet 6. 3. 07, „ Tiefensee verteidigt Fernreisen und freie Fahrt auf der Autobahn “

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,470066,00.html>

Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung, „ Luftverkehr “;

<http://www.bmvbs.de/Verkehr/-,1445/Luft.htm>

Deutsche Bank Research, 3. 11. 2005 „ Ausbau von Regionalflughäfen: Fehlallokation von Ressourcen “;

[http://www.dbresearch.com/PROD/DBR\\_INTERNET\\_DE-PROD/PROD0000000000192158.pdf](http://www.dbresearch.com/PROD/DBR_INTERNET_DE-PROD/PROD0000000000192158.pdf)